

広報しんち

5.20
2018

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30
☎ 0244-62-2112 FAX 0244-62-3194 E-mail:koho@town.shinchi.lg.jp

平成31年度採用 新地町職員募集

町では、平成31年度採用の職員候補者試験を次のとおり行います。

採用職種・予定人員

行政・若干名

土木・建築・若干名

保育士・若干名

保健師・若干名

受験資格

〔行政〕

昭和63年4月2日～平成9年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による大学を卒業もしくは卒業見込みの方

〔土木・建築〕

昭和58年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校で〔土木〕または〔建築〕の専門課程を履修し、卒業もしくは卒業見込みの方

〔保育士〕

昭和63年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を有する方または平成31年3月31日までに資格取得見込みの方

〔保健師〕

昭和53年4月2日～平成9年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方または平成31年3月31日までに資格取得見込みの方

試験方法（職種共通）

第1次試験

教養試験・専門試験

日時 7月22日(日) 9時～

場所 福島大学

福島市金谷川1番地

第2次試験

小論文試験・面接試験・実技試験（保育士のみ）

日時 9月上旬

場所 新地町役場

申込手続き

役場総務課で交付する申込用紙に必要事項を記入し、提出してください。

※郵便で申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛名明記の定形返信用封筒(角形2号)

を必ず同封してください。

受付期間

5月24日(木)～6月22日(金)（執務時間中）※郵送の場合は、6月20日(水)消印有効

◎問い合わせ

総務課（☎②2111）



事業主の皆さまへ

◎労働時間相談・

支援コーナーを設置

4月から県内の全労働基準監督署に「労働時間相談・支援コーナー」が設置されました。事業主の皆さまから、①時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般、②長時間労働の削減に向けた取

り組み方法、③労働時間の削減等に取り組み際に利用可能な助成金制度の案内など、労働時間に関するあらゆる相談を受け付けています。また、会社への戸別訪問による相談も対応しています。

詳しくは、お近くの労働基準監督署へお問い合わせください。

◎問い合わせ

福島労働局監督課

（☎0244-5364602）

◎労働保険の年度更新の

お知らせ

平成30年度の労働保険の年度更新の申告期限は7月10日です。

期限までに、最寄りの銀行、郵便局、労働基準監督署、福島労働局において手続きされますようお願いいたします。

労働保険の年度更新は電子申請を、労働保険料等の納付は口座振替をご利用ください。

◎問い合わせ

福島労働局総務部 労働保険

徴収室

（☎0244-5364607）

保育所・児童クラブ 臨時職員登録者募集

町では、保育所臨時職員および児童クラブ臨時職員の登録者を次のとおり募集します。

【保育所臨時職員】

応募資格

・臨時保育士

保育士の資格を有する方

賃金 8,000円/日

・保育補助員

資格は問いません。

賃金 6,500円/日

・臨時調理員

調理師の資格を有する方

賃金 6,700円/日

勤務場所 町内各保育所

募集人員 若干名

【児童クラブ臨時職員】

応募資格

・補助員

資格は問いません。

賃金 820円/時間

勤務日

月曜～土曜日のうち5日以内

勤務時間

平日 13時～18時

土曜日・学校休校日

8時～13時/13時～18時

勤務場所 町内各児童クラブ

募集人員 若干名

◆共通事項

登録期間

登録の日から

平成31年3月末日

雇用期間

6か月以内（ただし、この期間を更新することができません）

登録・選考方法

書類審査・面接により登録し、雇用の際に勤務日・場所等を相談します。

受付期限 5月31日(木)

申込手続き

役場町民課で交付する申込用紙に必要事項を記入し、提出してください。

※郵便で申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「○○登録申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛名明記の定形返信用封筒を必ず同封してください。

◎問い合わせ

町民課（☎②2116）

しあわせ金婚夫婦 表彰申込受付中

福島県老人クラブ連合会と福島民報社では、今年めでたく金婚式を迎えるご夫婦に対し、9月に行う新地町敬老会の席上で表彰を行い、記念品を贈ります。

該当するご夫婦は、各地区の老人クラブまたは新地町社会福祉協議会へご連絡ください。

※老人クラブ会員以外の方も受け付けしています。また、昨年該当していた方で、申し込みを忘れた方も対象となります。

対象となる夫婦

昭和43年1月1日から同年12月31日までに結婚した夫婦

受付期限 7月6日(金)

◎問い合わせ

新地町社会福祉協議会（☎②4213）



一人権擁護委員の日ー 人権相談所開設

6月1日は「人権擁護委員の日」です。本年は、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されてから、人権擁護委員制度70周年にあたります。

町では、今年も次のとおり特設人権相談所を開設します。

いじめ、体罰等で困ったときは、一人で悩まず相談してください。相談は無料で、秘密は厳守されます。また、「人権擁護委員の日」に限らず、電話相談を実施していますので、悩み事がありましたら以下のダイヤルにお電話ください。

日時 6月1日(金)10時～15時

場所 役場1階101会議室

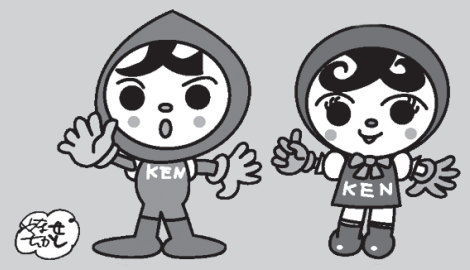
相談員 人権擁護委員

みんなの人権110番 0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

◎問い合わせ 町民課（☎②2116）



人KEN まもる君 人KEN あゆみちゃん
人権イメージキャラクター

山火事に注意しましょう！

例年この時期は山林周辺での作業が始まり、山菜取りや散策などで山林への出入りが多くなり、これに伴う人為的な原因により山火事が発生することが見受けられます。

山火事を未然に防ぎ、貴重な森林を守るためには一人ひとりの心がけが必要です。山林へ入るときには、火の取り扱いに十分注意し、山火事を起こさないようにしましょう。

○枯草等のある火災が起こりやすい場所ではたき火をしない。もし、たき火をするときは消火の準備をし、その場を離れないこと。

○強風時及び乾燥時は、たき火や火入れを行わないこと。

○たばこは、指定された場所でのみ喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに絶対投げ捨てないこと。

○火遊びは絶対にしないこと。

平成 30 年 山火事予防統一標語

【小さな火 大きな森を破壊する】

◎問い合わせ 消防新地分署 予防係 (☎2117)

平成 30 年度アルコール家族相談会

お酒の問題で悩んでいる家族の方を対象にアルコール家族相談会を実施します。この相談会は「ご家族が自分自身の生活を豊かにすることで、気持ちに余裕が生まれ、飲酒問題にも上手に対応 できるようになる。」ことが目的です。

どんな相談会なのか、一度、参加してみませんか。

○対象者 アルコール依存症（あるいはその疑いのある方）の方のご家族

○場所 南相馬市原町保健センター（住所：南相馬市原町区小川町 322-1）

○日時・内容

回数	日時	内容
第 1 回	平成 30 年 5 月 30 日(水) 13:30～15:30	①家族相談・交流 ②状況をはっきりさせよう～飲酒行動マップづくり～ ③暴力への対策～安全な対応を練習する～
第 2 回	平成 30 年 7 月 18 日(水) 13:30～15:30	①家族相談・交流 ②コミュニケーションを変える（前半） 【「私」を主語にする】【肯定的な言い方】 【感情に名前をつける】【思いやりのある発言】
第 3 回	平成 30 年 9 月 5 日(水) 13:30～15:30	①家族相談・交流 ②コミュニケーションを変える（後半） 【簡潔に言う】【具体的な行動に言及】 【責任を一部受け入れる】【支援を申し出る】
第 4 回	平成 30 年 10 月 24 日(水) 13:30～15:30	①家族相談・交流 ②イネイブリングをやめる ③状況をはっきりさせよう～飲酒行動マップづくり～ 「暴力への対策～安全な対応を練習する～」の復習
第 5 回	平成 30 年 12 月 12 日(水) 13:30～15:30	①家族相談・交流 ②家族自身の生活を豊かにする
第 6 回	平成 31 年 1 月 30 日(水) 13:30～15:30	①家族相談・交流 ②望ましい行動を増やす方法 ③「コミュニケーションを変える」の復習
第 7 回	平成 31 年 3 月 20 日(水) 13:30～15:30	①家族相談・交流 ②治療をすすめる ③全体の振り返り

◎申し込み・問い合わせ 相双保健福祉事務所 (☎261133)

わくわくランド イベント情報

※特典（お菓子）は小学生以下のお子様に限ります。

●ダンボール迷路

開催日時

6月3日(日)～6月10日(日)

※6月4日(月)は休館日

10時～16時

場所 エントランスホール

内容 高さ100cm×幅70cm×奥行70cmのダンボール迷路で自由に遊ぶことができます。

定員 定員なし

※混雑時は入場制限がある場合があります。

対象 誰でも参加できます

※小学生以下は保護者同伴

※未就学児は保護者同伴

◎問い合わせ

相馬共同火力発電株式会社

新地発電所内わくわくランド

(☎②4722)

メーター交換にご協力願います

水道メーターは、「計量法」により使用有効期間が8年と定められています。

水道企業団では、利用者の皆さまのところに設置している水道メーターを有効期間

(8年間)の満了までに無料で交換しています。なお、メーター交換には水道企業団が委託した指定給水装置工事業業者がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

交換期間 6月～12月

◎問い合わせ 相馬地方広域水道企業団 (☎③6702)



●特典付き発電所見学バスツアー

開催日時 6月3日(日)

①10時30分～11時

②13時30分～14時

※各回30分前に受付開始

場所 エントランスホール

内容 新地発電所敷地内をマイクロバスで見学します。

定員 各回先着25名

対象 誰でも参加できます

※小学生以下は保護者同伴

●ペットボトルエコライト作り

開催日時 6月3日(日)

①11時10分～12時

②14時10分～15時

※各回30分前に受付開始

場所 多目的ホール

内容 ペットボトルを利用した太陽光で充電して光るエコライトを作ります。

定員 各回先着25名

対象 小学生以下

※保護者同伴

行政相談

6月11日(月) 10時～15時 保健センター

心配ごと相談

6月11日(月)・20日(水)10時～15時 保健センター

交通事故相談

6月1日(金) 9時～17時 役場101相談室

無料法律相談所

町では、次のとおり弁護士および司法書士による無料法律相談所を開設します。

開設日(6月)

①司法書士による相談 6月12日(火)

②弁護士による相談 6月19日(火)

場所・時間 役場101相談室 14時～16時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士

福島県司法書士会所属司法書士

相談内容 生活に関する悩みや、消費生活に関すること

◎問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部 (☎③4789)

福島県司法書士会 (☎024-534-7502)

町民課 (☎②2116)

6月

休日在宅当番医

3日(日) ふなばし内科クリニック

(相馬市) ☎③1500

10日(日) 早川医院

(相馬市) ☎③3500

17日(日) 桜ヶ丘さいとう整形外科

(相馬市) ☎③1333

24日(日) 八巻クリニック

(相馬市) ☎③7117

診療時間 9時～16時

休日在宅歯科当番医

3日(日) すすむ歯科医院

(原町区) ☎②1062

10日(日) 篠山歯科医院

(相馬市) ☎③1622

17日(日) 大沼歯科医院

(鹿島区) ☎④5970

24日(日) 山本歯科医院

(相馬市) ☎③2853

診療時間 9時～16時